

フィンランドにおける農業革命 (2)

— Uusjako —

塚 田 秀 雄*

Agrarrevolution in Finland (2) — Uusjako —

Hideo TSUKADA

(1977年9月30日受理)

1. はじめに

筆者は前稿¹⁾で、18世紀、スウェーデン統治下のフィンランドにおいて実施された Isojako 大分割と呼ばれる農地および林地の再編成事業について紹介し、若干の考察を試みた。それは究極的には農家保有耕地の一筆統合によって耕地強制を廃し、合理的な農場経営を実現することを目的としていた。実際には、公的、私的土地所有権の法制的整理や村落共同体の改編などの性格が付随したこともあって、この改革は農民の側の多様な対応を生んだ。この農業革命の進展については、地域的な違いが大きかったが、筆者はその原因を当時のフィンランド農村に行われた農法、林落形態、土地所有形態の地域差、換言すれば、スウェーデン的な南西部とよりスオミ的な東部および北部の間の経済的、社会的な構造上の相違にあることを指摘した。

この一般的な考察に対し、別稿²⁾では Isojako の最先進地であったヴァーサ県のライヒア教区についてやや具体的にこの土地改革の過程と結果を考えてみた。

いずれにしても、その後も継続して行われたこの農業革命を考えるについては、二つの点が看過出来ない重要性を有っている。一つは1809年に至ってフィンランドがスウェーデンの支配を離れて、ロシア皇帝によって統治される大公国となったこと。他の一つは1848年に土地改革の徹底と促進について新しい法律が施行されて、それまでの Isojako に対し、それ以後の事業を Uusjako 新分割と呼ぶに至った点である。

従って本稿では、スウェーデンで行われた Enskifte 一筆分割、Lagaskifte 法分割と対比しながら Uusjako 実施までの、ロシア統治下の Isojako についてまず概観し、次いで1948年以後の Uusjako の進展とその成果について考察する。

2. 大分割の不徹底

スウェーデンにおいてもフィンランドにおいても、ファゴットの理想とした大分割は進展せず、19世紀初頭の段階では、大部分の地方で古い共同体的規制が残存し、錯綜した土地所有関係の下に、強固な耕地強制が旧態依然たる農法を不可避なものとしていた。形式上、大分割が実施された地域でも、共有林の分割に止まって農地の交換分合には至らなかつたり、たとえそれが行われた場合でも、なお数筆にわたる保有耕地が近隣農家との共同

* 地理学研究室

柵内に混在するのが一般的であった³⁾。

大分割が所期の内容と速度を以て実施され得なかった理由は多く挙げられている⁴⁾が、ここでいくつかまとめてみよう。

①技術上の問題 測量を行って分割計画を立案する測地官が絶対的に不足していたために測量が一県内について終了するのに時間を要した。②行政権力の意志不統一 中央にあっては併行して行われる税制改革にかかわる財務局と農地分割の主務官庁である建築局の意見の対立、地方にあっては、県知事と中央の測地局の出先機関の対立が林地の分割、農地の分割、課税のいずれを先んずべきかあるいは同時に行うべきかをめぐって深刻であった。③経費の問題 測量、地割、道路、排水路工事、牧柵、建造物の新設・移転などに要する莫大な費用について誰が負担し、どのように支払うかについて意見が対立した。とりわけ農民は総延長の増大する固定的な耕地周柵の設置・維持と建造物の移転費用について不安を抱いていた。④共同体の問題 もし農家の分散が不可避となった場合、従来の村落共同体の解体に通ずることになり、例えば誰が移転し誰が教会のある村に残るかといったことも含めて解決困難であった。以上の四項の他に ⑤農民は大分割実施後の農業経営について莫然たる未知の不安を抱いていたであろうし、公平な交換分合の可能性を信じていなかった。

上記①②は主に行政側の問題であり、分割事業の遅延をまねくものであった。これに対し③④⑤は直接、農民の関わる問題であった。③については、村内で一人でも分割を希望すればこれを承認し、移転などに伴う費用は全村民の負担とすると定めることによって、法的に強制し、一方で経費の年賦払い方式の導入によって農民の不安を緩和している。④⑤については結局、ファゴットの当初の理想とはかなり異った妥協的な分割を認めることによって始めて農民の受け入れるところとなり、その後に問題を残すことになった。すなわち、耕地周柵や家屋移転の費用を節減するために数戸分の耕地を囲い込む共同周柵によってその総延長を短縮し(個別の囲い込みよりも)、またそれを是認することは耕地・採草地について、大分割以後もなお複数筆を保有する結果となった。特に経費のかかることを理由として家屋の移転を避けようとしたために、小村単位で行われた場合を除き、一戸一筆の配分は不可能になった⁵⁾。

既に紹介したフィンランドのヴァーサ県ライヒア教区の場合⁶⁾は集落解体を含む最も先駆的な事例であるが、スウェーデン本土の王領、貴族領などに行われた小規模村落における権力側の強制による分散化の場合⁷⁾を除けば、例外に属する。

以上に挙げた如き理由によって大分割はその実施が遅延し、内容が後退したものとなっていたために、西欧経済圏への組み込みの強化の過程で抜本的な改革を不可避なものとしてきたのである。

3. Rutger Maclean と Svaneholm 荘園

深まる矛盾の中で、徹底した農地統合の道を開いたのはリュトガー・マクリーンである。彼はドイツ系移住商人⁸⁾の子孫であったが、1782年スウェーデン南部の穀草地帯であるスコネの一角にあったスヴァーネホルム荘園を母方の伯父から相続した。イングランド、スコットランド、ドイツ、フランス、ベルギーなどの先進地に旅行して農業への関心を深めていたマクリーンは、間もなく荘園内の農業改革を開始する。私的所有地に限られたものではあったが、いわゆる *enskitte* 一筆分割の嚆矢である。彼がスコットランド的な姓を有し、イギリスに旅行していることから、一筆分割の理念をイギリスの第二次囲い込みに

学んだとする説もあるが、筆者はこれには同意し難い。イギリスにおける下層農排除を旨とする囲い込み⁹⁾が、進行する産業革命と密着したものと考えられるのに対し、スウェーデンではそれが遅れ、マクリーンの場合も下層農民の農地統合すなわち小自立農の独立経営という農業内部に限られた発想であった点で性格を異にしているからである。マクリーンの改革はその理念を隣国デンマークに得たと解せられる理由がある。1764年にデンマークの私有大農場で初めて一筆分割が行われ、1781年には勅令によって村民の農地統合が進められることになっている。これらのデンマークにおける改革とマクリーンの改革は小農による一筆統合ならびに小作農の労役負担の廃止という点で共通しており、スコーネとデンマークの地理的歴史的関係からも、上に述べた関連が支持されると考える。

スヴァーネホルムの所領は Skurup, Hylteberga, Sandåkra と Saritslöv の4村から成り面積 6992 tunnland¹⁰⁾ で評価値は 51 mantal¹¹⁾ であった。その内 37½ mtl. 面積にして 3743 tnl が40～50戸の小作農によって耕作され、彼らは所有者に家禽、穀物、現金による地代を収めると共に労役を提供して領主の直営地を維持していた。小作地の½は遠隔のために実際には利用不可能であり、大分割が全く行われなかったために、60～70筆に分散錯綜した小作地のみならず、領主直営地¹²⁾においても十分な管理が行われなかった。

マクリーンは要約すれば三点での改革を計画している。すなわち、根本的な一筆分割、労役の廃止、地代の金納であるが、ここでは一筆分割について述べるにとどめる。

測量と割付の計画は1783年に開始され、1785年にはほぼ完成している。計画によれば、各農家は 40 tnl. の耕地、8～12 tnl. の採草場が与えられ、可能な限り正方形に近い一筆農地内に屋敷を有することになっており、大部分は 1 mtl. の評価値であった。保有地の面積は1戸あたり半分に減少させ、農家数を倍増させる計画であった。

このような改革はマクリーンが半封建的な大地主であり、その計画を所領内の農民に強制できる立場にあったこと、またスヴァーネホルム荘園がスクルップ教区とほぼ一致し、行政的な処理が彼の意志に則して行われやすかったことによると考えられる。

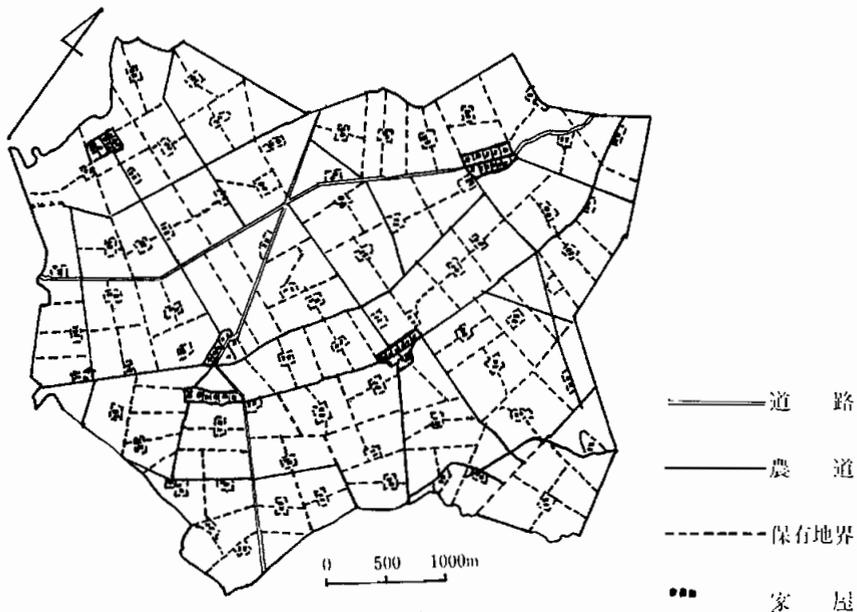


図1. Svaneholm の一筆分割 (Ingers 原図)

それにもかかわらずマクリーンは、旧来の集村から離散して散村を形成することに不安を抱いた農民の側から強い抵抗を受ける。20余戸の農民は次の節季に退転することを通告したことが知られているが、実際に1785年に701人を数えた領内の人口は翌年には603人に激減している¹²⁾。

1787年に新しい配分地に定着したのは75戸であった。分割費用の負担金支払いを不可能と考えた15戸は雇用農夫として、10戸は分益農夫として旧村内に集住したが、他は全て散居した。スヴァーネホルムの村落景観は一変し、土塁によって囲い込まれた一筆農地内に屋敷地を配する景観は同時に旧来の三圃式農業の廃止と村落共同体の大巾な弱体化を意味している。いわゆる開放耕地制はここでは消滅した。(図1)

マクリーンによる一筆分割は孤立したものではなく、Storskifte=Isojakoの最終目標であったのであり、18世紀末葉のスウェーデン=フィンランドの農村にあった底流を事実として確認させるものであり、その後間もなく始まったEnskifteおよびLagaskifteの法制化とStorskifteを結びつけるものであった。

図は1785年のスヴァーネホルムを表すが、その後のスウェーデン農村の基本形態を示している¹⁴⁾。

4. 一筆分割と法分割

スヴァーネホルムでは大分割が行われず、マクリーンによる一筆分割が初めて農村の形態を変更したのであるが、スコーネ地方やメーラル谷では一般に、大分割が比較的滲透していた¹⁵⁾。しかし既に述べた如く不徹底に終りつつあった大分割に満足できぬ状況がスウェーデン=フィンランドの国家経済および農業経営に強まりつつあったために、測地局長官のウェッターステット Wetterstedt, Eric av¹⁶⁾は新しい分割の方式を模索していた。彼は1802年にマクリーンと接触しかつデンマークにおける新しい分割方法を研究した結果、①集村形態を維持して大分割を行っても、住居から農地への距離が大き十分な経営は困難であり、②大分割後も時には20筆に及ぶ農地が錯綜保有されている点から、一筆分割が不可避であると結論している。

1803年にはウェッターステットの答申に基づいて、「スコーネ公国における土地の一筆分割の実施と大村落共同体からの離脱に関する勅令¹⁷⁾」が出されて“密集した村落共同体からの離脱と各住民がその保有地を一ヶ所にまとめて有するような土地の配分が要求された”¹⁸⁾。

1803年の勅令は18世紀後半の大分割の際の経験とマクリーンによる改革の如き半封建的大農場での実験の結果を考慮に入れて、一般的農村を対象として定められている。

基本的な原理は、村落共同体から離脱する権利を個々の農民に認め、移転の費用を全村民に分担させることによって、権力の強制という形を避けながら、集村の解体を促進したことにあると考えられる。この方法によって一人でも農地の一筆統合と家屋の移転を要求する者があれば、これが全村に自動的に波及する可能性が強まったが、交換分合に伴う利益不利益については、当初からさまざまな補償・是正の方法が規定されていた。

統合された一筆農地の形態は可能な限り正方形に近づけるが、不可能な場合も長辺と短辺の比を2:1以内とすることが定められていた¹⁹⁾が、これはスコーネの如く、平坦で可耕地が連続して大規模に広がる地方で可能な方法であり、自然的条件のために耕地が分散している場合は実施困難であったという指摘は正しい。

1803年のスコーネについての勅令は、翌年は隣接するスカラボリス県 Skaraborgs län

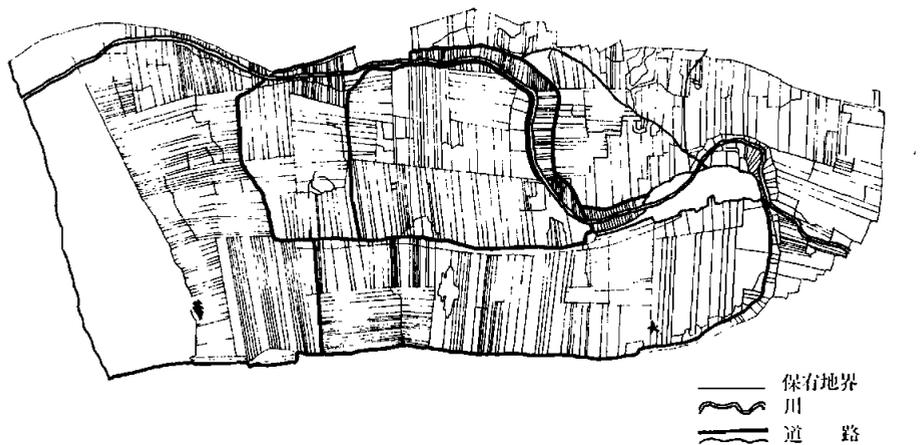
に1807年には Dalarna, Norrland および Finland を除く全スウェーデンに適用されたが、進行に遅速の差が生じたのは上記の理由によると考えられる。

1827年には勅令が改正されて、村落共同体の解体と農家の分散という一筆分割の精神は継承されながらも、複数筆の農地の保有が認められた。この改正法が適用された場合を法分割 lagaskifte と呼んでいる。耕地、採草地を一筆ずつ保有する他に旧共有林中の放牧地も別に保有し得ることになったのは、湖沼、モレーン等により、可耕地が分断されている多くの地方で農地統合を実施するために許容されるべきかつ必須の条件であったであろう。

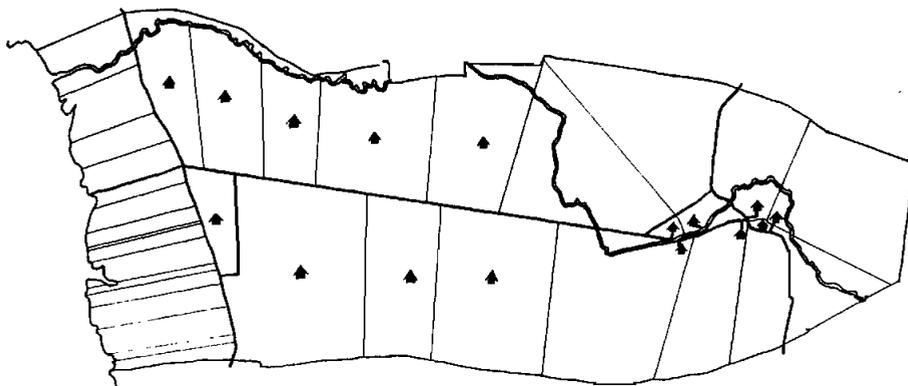
一筆分割と法分割はほとんど一体のものと考え得るが、先進農業地域であり、自然条件にも恵まれたスコーネなどにおける方法が他の地方に拡大適用されるについて、部分的修正がなされたと見るべきであり、スウェーデン社会の地域的構造をうかがわせるものである。

図2は一筆分割実施前後の村落の形態を示す。ヘルムフリードは実施後の形態を類型化して²⁰⁾、(1)方格型、(2)星型、(3)魚骨型および(4)方格・星の折衷型を指摘しているが、各村落

図2. 一筆分割の前後 (Ingers の原図に基いて作成)



A. Gessie, Skåne 1761



B. Gessie, Skåne 1806~1807

表1. 農民の階層構造の変化²²⁾

県	1805		1850	
	Kristianstad	Malmöhus	Krist.	Malmöh.
自作農(人)	5,886	4,752	9,222	10,019
小作農	3,532	4,673	2,059	2,998
耕作権をもつ農業労働者	4,287	4,143	7,015	5,825
その他の農業労働者	15,385	18,115	25,768	31,488

の規模や自然条件の差に基いている。図のイェッシーの場合、旧集落を中心に7戸が残って集積をなし星型の地割を有するが、西部の移転した部分では方格型がほぼ貫徹している。

この例の如き集落の解体がスコーネのみで最初の5年間に194件²¹⁾、1860年までに法分割によるものを合せて1081ヶ村で行われたことはこの地域の農村景観に根本的な変化を生じたことになり、その意義は重要である。

同時に、農村の内部構造に与えた影響も大きい。これについては別の機会に譲るが、表1はスコーネ地方の2県について農民の階層構造に *enskifte* = *lagaskifte* の前後に大きな変化が生じたことを示している。

権力側からする農地の再編成であるシフテは既耕地の権利者間の再配分すなわち交換分合と共に、未耕地の開墾と入植による総体としての生産力の増強が常に意図されており、その結果として、耕地面積、農家戸数が共に増加するのであるが、一方において、既存農家に包摂されていた労働力が無産の農業労働者として析出される機会ともなったのである。この意味において、イギリスにおける第2次囲い込みに共通する性格を有するといえよう。

一筆分割から法分割に移行する時期は、フィンランドがスウェーデン支配から離れる時代であり、実はそれらの改革はフィンランドに直接適用されたわけではない。しかし、フィンランドが1809年にロシアの支配下に入ってから、多少の時間的ずれがあるにせよ、旧宗主国であるスウェーデンにおける改革と連動する面が強いので、以下に述べる点と対比する意味で、その概略を示した。

5. ロシア統治下の大分割

ナポレオン戦争の結果、1809年にフィンランドがスウェーデンの手を離れてロシア支配下の大公国となってから、この国は独自の法律、議会を持ち、大幅な自治権を認められていた。国内諸要素のスラブ化が急速に進められたわけではなく、農地の再配分、土地私有権の確立などの政策は、スウェーデン時代のものを踏襲していた²³⁾。

前稿²⁴⁾では1848年に至るまでの大分割の地域別進行状況を示し、それが西部から東部へ、南部から北部へと滲透したこと、それがこの国の社会、経済のスウェーデン的要素とフィンランド的要素の地域的構造に対応するものであることを指摘した。

更に本稿では前節までに、スウェーデンにおける一筆分割ならびに法分割の実施について述べたので、それらが行われなかったフィンランドにおける19世紀前半の農業革命がどのように進展したかを概観する。

1807年のスウェーデンにおける一筆分割の勅令はフィンランドを除外したが、王は書簡を発して、1775年のフィンランドに関する大分割法がなお有効とした上で、全ての地目について同時に大分割が行われるべし²⁵⁾、とした。フィンランドにおいて、屋敷地、耕地、採草地、放牧地、林地などの各地目がそれぞれ別個に、時を異にして分割されて、耕地4筆、

表2. 県別大分割新分割の達成量²⁸⁾

県名	～1775年		1775～1808		1809～1825		1826～1848	
	ha	mtl	ha	mtl	ha	mtl	ha	mtl
Uusimaa	123,701		640,776		45,551	84.68	99,761	151.80
T. & P.	52,294		1,045,201		256,979	412.06	166,037	346.03
Häme	16,160		633,232		155,346	258.10	225,465	315.50
Viipuri							1,283,683	1,191.11
Mikkeli			162,084		155,027	135.47	749,487	594.02
Kuopio	658		1,047,466		222,696	145.39	1,055,746	591.58
Vaasa	463,284		624,348		449,730	208.25	842,251	600.49
Oulu			115,783		327,570	205.57	1,074,200	862.60
合計	656,097		4,268,890		1,612,899	1,449.52	5,496,630	4,653.13

県名	1849～1875		1876～1890		1891～1918	
	ha	mtl	ha	mtl	ha	mtl
Uusimaa	28,688	52.36	10,572	18.50	34,778	79.73
T & P	54,742	133.38	46,386	116.23	40,985	116.04
Häme	172,859	231.12	16,698	12.56	48,679	62.24
Viipuri	660,863	573.98	232,867	291.42	473,180	350.48
Mikkeli	335,090	214.95	20,853	12.34	3,231	2.60
Kuopio	409,314	220.78	69,432	40.47	13,322	6.23
Vaasa	249,396	170.74	84,308	75.54	10,195	7.32
Oulu	1,300,222	581.42	518,806	188.93	500,495	108.73
合計	3,211,174	2,178.73	999,922	755.99	1,124,865	733.37

採草地4筆、林地2筆を上限とする²⁶⁾という規定を超えて、大分割実施後も農用地が分散所有せられている²⁷⁾ことを政府がふまえた上で、目的に適った分割の実施を命じ、かつ、大分割は正の必要性を早くも示唆していると考えられる。一方で本国における一筆分割との均衡を保つ意義が認められるが、他方では、フィンランドでの大分割の質的な不十分さがナポレオン戦争の影響によって看過されつつある印象を受ける。

ハミナ Hamina の和約以後、フィンランドは国内政治にも多少の混乱を生じ、踏襲された大分割の政策にも遅滞をもたらす。表2の一部は前稿にも載せたが、1809年から25年までは明らかに低迷の期間であるといえよう。農業中心地域である南西部諸県、ウーシマー、ツルク・ポリ、ハメおよびヴェーサーの一部ではスウェーデン時代に大分割の最盛期に達しているが、多くの県で1826～48年の間に大分割実施面積は頂点に達した。(図3.4.)

1809年から25年に至る間の遅滞は政治的混乱をもその理由とするが、後進的な東部、北部に大分割の重点が移ったにもかかわらず、一般農民の対応が十分でなかったことにもよると考えられる。

東北部の農民はヴィープリ県²⁹⁾に属した南部カレリアを除いて耕地錯綜を除去するための農地再配分の必然性を理解する状況にはなく、かつ西部に比してはるかに多様な林地利用形態を残し³⁰⁾、林地依存度の高い生活を営んでいた彼らは、この地方における大分割の実態が農地再編成よりも、無主の入会地の個人への配分固定を名目とした国有地の設定すなわち慣行的な林地利用権の縮小・制限であることを察知していたと考えざるを得ない。各地方で農地の生産性の低さ、林地依存度の高さを理由に林地の法定割当面積を超えた要求がスウェーデン統治時代に引続き頻発している。表中のマンターリ Mantaali (スウェー

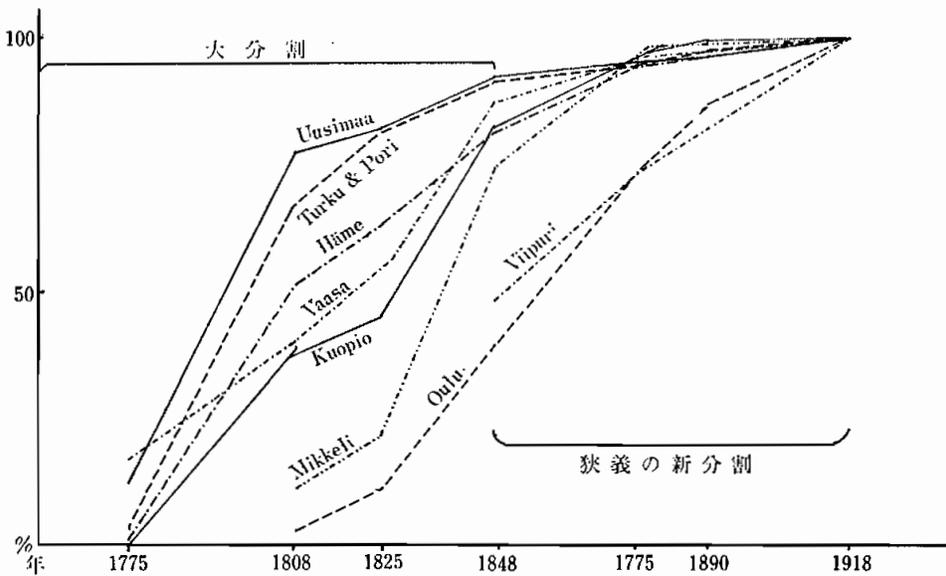


図3 県別大分割新分割の進行状況

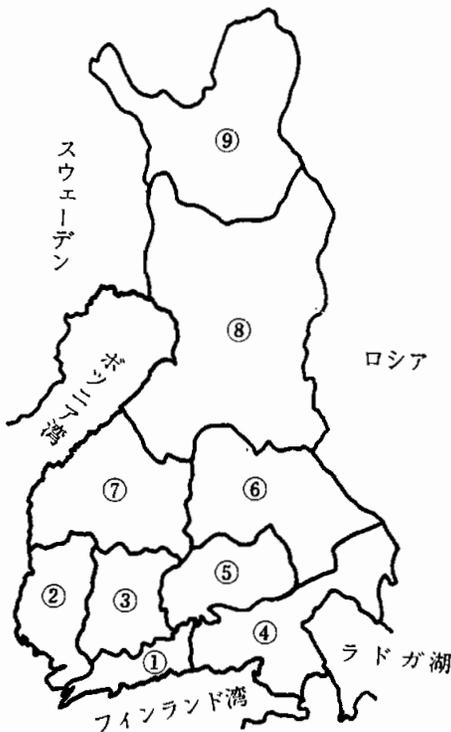


図4. ロシア統治下のフィンランドの行政区画
 ① Uusimaa ② Turku & Pori ③ Häme
 ④ Viipuri ⑤ Mikkeli ⑥ Kuopio
 ⑦ Vaasa ⑧ Oulu ⑨ Lappi

デン³¹⁾語の mantal) は基準農家の評価値であるが、最小単位は1/4と定められ法的にはこれ以下の農家は存在しないとされたものである³²⁾。この大分割実施1mtl当りの平均分割面積を見ると、この間の事情が理解される。おおざっぱに見て南西部農業中心ではそれが小さく、東北部の森林卓越地方では大きい。また年代が降るに従って前者では平均して小さく、後者の地方では大きくなる傾向がある。これは東北部の農民の抵抗と妥協しながら大分割を実施してゆく過程で必然的に現れたものと解せられる。

勿論、耕地の分割統合を必要とした地域で大分割が遅滞した場合も数多く³³⁾、その場合の理由は大分割の利点に対する無理解、農民の保守性に求められるが、一方では、農民側から大分割の申請がなされたにもかかわらず、これが実施されない例も数多い³⁴⁾。教区間、村間および農家間の交換を含む境界画定が利害の対立を生じ、当事者の納得する結論を得ることが絶望的に困難であったこと、測量、計画策

立を生じ、当事者の納得する結論を得ることが絶望的に困難であったこと、測量、計画策

定の任に当る測地官が不足したことがその場合の理由である。

以上のことから、1826～48年の間の大分割事業の加速的展開はそれに先行する期間に支配的であった遅滞の原因が除去されたことによるが、その間の成果は質的な側面をないがしろにして得られたものである。1807年のスウェーデンにおける一筆分割の法はフィンランドには達せず、有効とされた1775年の法律は農家の多筆保有を制限つきではあるが認めており、その解決のための集村の散村化を求めている。1807年の書簡は1775年の法の履行を求めているに過ぎない。ここに新しい分割事業の開始を必要とする条件があった。

6. 新分割と大分割の是正

新たな分割法規の必要は行政の側から唱えられた。それは大分割に関わった法律、布告、王の書簡などがその時々数多く出されてその内容が互いに矛盾するという法制的混乱が行政当局に困難を感じせしめていたからである。例えば、大分割の3大目的であった①新課税方式の適用、②農家保有地の統合、③粗利用入会林地の国有化の内、①と②の実施について、1775年のフィンランドに関する大分割法では、同時に実施すべしとあるのに、1781年の細則ではサボおよびカレリアにおいては大分割が新課税方式に先行するべしとされている³⁵⁾。

1840年に中央測地局からの要請を受けて元老院は制度的混乱と大分割の遅滞および質的な問題を解決するための委員会を組織した。中央権力の側の問題意識はどちらかといえば、処理手続きや形式の合理化にあったが³⁶⁾、ここでは分割方式に関してのみ述べる。

新分割 Uusjako (スウェーデン語で Nyskifte) という呼称が用いられたのは1916年の法律改正の際であるが³⁷⁾、これは1848年に旧来の大分割法が改正されて以後の分割制度、地割およびその実施を意味している。測地局の「フィンランド測地史」では1848年以後についても大分割の語をそのまま用いている。

古く行われた大分割について委員会が、測量の不確実と農家配置の不適正のために明確な土地私有権の確立や農場経営の合理化も不十分³⁸⁾とした上で答申し、多少の修正の後、元老院を通過した内容の内、本稿に関わるのは次の諸点である。

既に述べた完全基準農家の評価値であるマンターリ当りの標準割当面積を穀物栽培地域の平均で、耕地 60 tynnyrinala (1 tynnyrinala = tunnland = 1 acre)、平均的な採草地 100 t. および十分な自家用林地と定め、各地方毎に土地条件、取入源、肥料の入手条件、気候条件、交通などに配慮して増減するとした。具体的には1777年にマンタール当り 600～1,200 t. とされていたのが、ラップランド地方では分割促進のために既に例外的に 1,700 t. とされていたのを更に 3,700 t. としている³⁹⁾。最北部のトナカイ飼育地域では1870年代以降 6,000～12,000 t. が与えられる場合が多くなっている⁴⁰⁾。これはこの地方の分割の促進に寄与したが、集落・耕地の再編成を主眼とする南部の分割とは全く性格を異にしていることを示している。

委員会提案の保有筆数の上限 4筆を元老院決定は 6筆⁴¹⁾に増しているが、可能な限り全保有地を一筆にまとめるという原則はそのままであり、この緩和には内外の二つの情勢が反映していると考えられる。一つは19世紀後半以降の分割の中心となった中北部の地形的条件が一筆統合を不可能にしていることであり、今一つはスウェーデンの一筆分割から法分割への変化に対応したものと考えられる。しかしながら、大分割の規定が最大10筆であったのに較べると農地の統合へと一歩を進めた事になる。

農家の移転については1848年の法律⁴²⁾は強制していないが、村民の合意の上で計画がな

されるのであるから、家屋の移転、新しい開墾、周柵の新設、生活安定までの生活費、鎌下年季の免租などについて規定し、基本的には隣人の共同責任とする原則を維持している。しかし、移転の第一の根拠を建築物の不良としているのは、既に述べた保有地片数を6筆以上と定めたことと共に、一筆統合とそれに必然的に伴う家屋の移転すなわち散村化に必ずしも積極的でなかったことを示している。20世紀に入った1916年の法律では一筆統合、散村化への姿勢はより強化される。従って、19世紀後半の段階では特にポヒャンマーなどの集村地域では散村化の動きは強くなかった。

表2に明かな如く、1848年を境にして、大分割とそれを継承した新分割の達成量は後進的であった最北部のオウル県を除いて明かな低下を示している。大分割の未施行部分が対象面積の $\frac{1}{4}$ 程度になった段階で法改正を行わねばならなかったのは爾後に実施される分割の質を向上せしめる意図があったわけであるが、南部の農業中心地域では既に行われた大分割のあり方そのものが問題となっていたのである。

これまで述べてきた新分割法はそれまでの大分割法を否定する形ではなく、その本質を継承して北東部に拡大せんとするものであったが、新分割法は大分割の成果を否定する側面を有している。太陽分割制は1734年に「正当に方位に従って行われた農地の配分はこれを変更できない」⁴³⁾として確認され、法的に保護されて間もなく、1749年以降の動きによって一挙に否定されたのであり、そこに大分割事業の革新性があったのである。1848年以降の新分割を、継続する農業革命の一環として見る場合、新しく初めて分割を実施する面よりも、大分割の結果を変更し得るとした点に重要性が認められる。

すなわち、大分割は全参加者の合意が最高裁判所の決定によってのみ変更し得るとして安定的な土地制度の確立を目指していたのであるが、新分割法では変更の認可権を全員の合意を条件に知事に与えている。同時に参加者一人の提議でも知事はこれを検討しなければならず、大分割の完成という理由があれば、知事は既に行われた大分割の是正を決定し得るとしている⁴⁴⁾。既成の大分割の是正は少くとも先進地域においては新分割の中心部分となっていた。

18世紀半ばからの大分割の不徹底は既に早くから問題となっていた。地割をそのままにして、大分割法に触れることなく、地片の部分的交換によって統合を行うことが試みられてきたが、それが殆んど不可能であったため、ここにいう大分割の是正は全く新たに地割を行い直すことを意味している。

大分割是正の県別達成状況は表3に示すとおりである。これによると南西部の3県でわずかに進んだのみで1871年までに行われた大分割の是正は地域的にも量的にも限定されている。次の20年間にはミッケリ県を除く全県に波及するが、全体としては独立までの最終段階で大いに進展したことが知られる。

興味深いのは1848年以降のいわゆる新分割と大分割是正とを比較した場合である。ウーシマー、ツルク・ポリ、ハメ、ヴァーサの4県では大分割是正の行われた面積が新分割の面積を上まわり、重点が大分割の是正にあったことが読みとれる(表4)。特に1775年までのもっとも早い時期に大分割の進んだヴァーサ県すなわち南部ポヒャンマーでその傾向が著しい。前稿でヴァーサ県ライヒア教区のクッパルラ村とユリャラ村の図を示して Isojako = 大分割実施の前後としているが⁴⁵⁾、正確には大分割是正の前後を対照しているものである。1848年までの大分割実施面積が 2,379,613 ha であったから、その19%に当るものが修正されたことになる。この是正率について見れば、ウーシマー県において、38.9%ともっとも高い。ツルク・ポリ県で22.4%、ハメ県で31.2%である。これらの先進

表3. 県別大分割の是正面積 (ha) と評価値 (mtl) とヤコクンタ数

県名	～1871		1871～1890		1891～1918	
	ha	mtl	ha	mtl	ha	mtl
Uusimaa	8,074	15.13	47,065	109.58	298,800	653.91
Turku & Pori	2,343	9.04	12,600	45.87	325,782	862.18
Häme	21,132	52.86	78,767	150.29	221,671	470.65
Mikkeli					11,109	7.27
Kuopio			13,370	5.70	13,795	2.10
Vaasa			41,501	32.99	410,890	556.11
Oulu			40,477	42.68		
合計	31,549	77.03	233,780	387.11	1,282,047	2,552.22

県名	1918年までの合計		Jakokunto	ヤコクンタ当り マンターリ数	マンターリ当り 面積
	ha	mtl			
Uusimaa	353,939	778.62	294	2.65	1,203.9
Turku & Pori	340,725	917.09	270	3.39	1,261.9
Häme	321,570	673.80	160	4.21	2,009.8
Mikkeli	11,109	7.27	5	1.45	2,221.8
Kuopio	27,165	7.80	4	1.95	6,791.3
Vaasa	452,391	589.10	74	7.96	6,113.4
Oulu	40,477	42.68	5	8.5	8,095.4
合計	1,547,376	3,016.36	812		

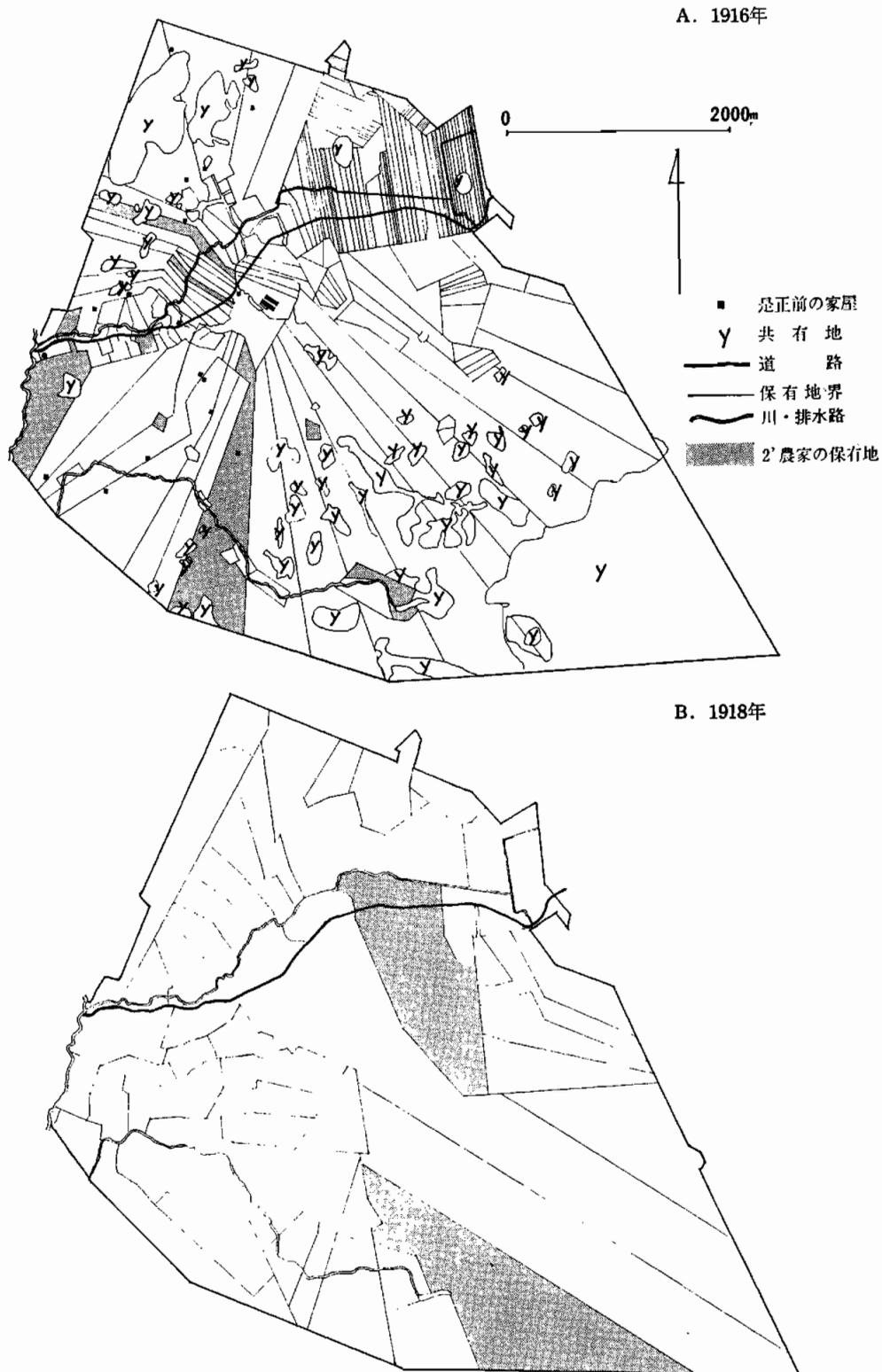
表4. 1848年～1918年の分割
達成面積 (ha)

県名	新分割	大分割是正
Uusimaa	74,038	353,939
Turku & Pori	142,113	340,725
Häme	238,236	321,570
Viipuri	2,650,593	
Mikkeli	359,174	11,109
Kuopio	492,068	27,165
Vaasa	343,899	452,391
Oulu	2,319,523	40,477

農業地域では耕地の統合は進んだが、必ずしも散村化が進んだとは言えない。むしろフィンランド全体の中では現在でも集村の比較的多い地域⁴⁶⁾とされている。その最大の理由は地形的条件が大きな村を成立させる可能性を有していることにあるが、特にヴァーサ県とオウル県の新しい海岸平野にその性格が強い⁴⁷⁾。表3に示した大分割是正のヤコクンタ Jakokunta 数の県別の状況がそれを示している。Jakokunta について稿を改めて考察する機会があるが、直訳すれば分割集団の意味である。太陽分割制の時代以来、その規模に

差はあるが、一定範囲の土地共有権を有して時に割替を行った集団あるいは農業革命の時代に入って、同一の再分割計画に参加した農家の集団を意味する。表3について県別にヤコクンタ数で大分割是正の行われたマンターリ数を除して、1集団当りの評価値を求めてみる。いうまでもなく1マンターリは1農家を表す場合もあるし、小農の場合は数戸の農家を表すこともあり、地域によって同じ農家数を示すものではない⁴⁸⁾。ヤコクンタがある機能的な共同体であることは確かであるから、1集団当りの評価値は農家が散在するか集合あるいは近接しているかの目安になる。最大はオウル県の8.5とヴァーサ県の7.96である。湖水地方からカレリアにかけてのミッケリとクオピオ両県でそれぞれ1.45と1.95を示し際立って小さい。大分割是正1件当りの関係農家数が小さいと考えてよい。

図5. Paju および Pihlava 村の大分割是正実施前後



ツルク・ポリ県ピョユチュア Pöytyä 教区に属するパユ Paju 村とピヒラヴァ Pihlava 村の2村を1ヤコクンタとして行われた1916年の大分割是正を例としてその結果を考えることにする。

図5は大分割是正の最終段階の1916年に南西部の農業中心で行われた例である。古都ツルクに通ずるアウラ川の浅い谷が地域の西端を南流し、それに合流する二つの支流の内北側の流れに沿って農地が展開している。是正前において、耕地部分に紐状耕地が残存し排列の状況からみて、未だ太陽分割制の残滓が認められる。耕地化の進んだ谷の背後には直線によって区分された林地が広がり、大分割の成果を示すが、かなりの面積の共有林が私有林中に点在する。保有筆数は例とした農家の場合14筆であるが、近隣農家も大差はない。土地利用形態は原図において必ずしも明瞭に区分されていないが、耕地、採草地はそれぞれ4筆以内とする1775年の規定を若干上廻っているのは明かである。家屋の分布は実施以前に既に散居形態を示しており、保有地筆数が15筆程度に抑えられていることとあわせて、このヤコクンタにおける大分割がかなり高度に行われたことは明かであるが、図によって推定されるロホコ lohko=耕地の残存が合理的な経営を困難にしていたことは想像に難くない。是正の結果、事例農家の場合、農地と林地各一筆に統合され、他の事例でも、一筆～三筆に統合されている。原図では住居の所在を実施前と同様に示しており、その後移転がどのように行われたかは明かでないが共有林地が完全に消滅したこととあわせて、この大分割是正によって、現代のフィンランド南西部農村の基本的枠組が景観的にも機能的にも完成したと考えられる⁴⁹⁾。

7. おわりに

本稿の目的はフィンランドにおける新分割と呼ばれる事業の一般的な性格を考えることにあったのは最初に述べたとおりである。個別の事例を地図などによって一二示したが、それらは必ずしも典型的一般的な場合というわけではない。前項までに述べたことに多少つけ加えて結論としたい。

①スウェーデンの一筆分割の思想は法分割というやや妥協的な形になってからフィンランドに移入された。1戸1筆、完全な散村という形で新分割が行われたわけではない。

②大分割実施について見られた南・西部と北・東部の対照は新分割についても継承されている。後進的な東北部では主たる目的は粗利用共有林の部分的私有林化と残余の国有林化という目的・方針によって進められ、農地統合と散村化は従なる目的であったり、必要としないかったりした。これに対し先進的な南西部では国有林化⁵⁰⁾の可能性は当初から少なく私有林として林地を分割し、同時に大分割後も太陽分割制の名残りを止める農地の錯綜状態を整理し可及的少数筆に統合することに目的があった。

③新分割と総称される改革事業は狭義の新分割すなわち大分割未施行の地域に始めて法的な所有権区分を行なう作業と大分割の是正すなわち大分割既施行地においてその不十分な点を改める作業の二面性を有していた。初期に大分割の盛んに行われた地域では、大分割是正により重点がおかれた。

④林地分割については私有林の囲い込みに関する限り、狭義の新分割と大分割是正は同じ意義を有するが東部の焼畑地域や北部のトナカイ飼育地域ではこれをより深刻に受けとめ、従前の経済形態の根本的な変化⁵¹⁾の契機となったと考えられる。

⑤大分割の是正は特に家屋の移転について重要であった。なお西部に集村形態を残すものの現在支配的な散村形態が確立した。

⑥マンターリを分割基準としそれに応じて共有林を分割し、農地を囲い込んだために、従来慣行によって村内に居住し、実質的には土地利用権を有していた無高の農民が村内の権益から排除された場合が多く、純粹の無産農業労働力に転落し、その後のフィンランド農政の中心課題となった。

⑦移転に伴って村内の未利用可耕地を割当てられた農家によって開墾が進められ、また国有林に編入された部分に無産農民を入植せしめた成果もあって耕地面積は増大した。

⑧農地の少数筆への統合によって共同周柵はほぼ完全に個別周柵へと変化し、莫大な費用と時間を投入した結果として営農内容は変化し、耕地価格は大幅に上昇した⁵²⁾。

〔追記〕 前稿に重大な校正ミスがあったのでお詫びと共にこの機会に訂正する。冒頭の「スウェーデンで1775年に」とあるのは1757年の誤りである。

註

1. 拙稿：フィンランドにおける農業革命（1）—— Isojako —— 奈良大学紀要 5号, 1976.
2. 拙稿：フィンランドにおける太陽分割制の廃止をめぐる、藤岡謙二郎先生退官記念論文集（大明堂・近刊（1978））
3. Voionmaa, Väino: Suomen Maatalous, pp 210~212. Porvoo 1922.
4. Ingers, E.: Bonden i Svensk Historia II. p. 308. Stockholm, 1948.
5. Kuusi, S: Isojako Suomessa V. 1757~1809. Suomen Maanmittaus Historia I. Provoov. 1933.
6. *ibid.* (2).
7. Helmfried, S.: The Storskifte, Enskifte and Lagaskifte in Sweden. Geografiska Annaler XLIII 1-2. 1961 pp. 117~118.
8. *ibid.* (4) p. 436.
9. 楠井敏朗：イギリス農業革命史論 p. 234. 弘文堂, 1968.
10. *tunnland* は北政で一般的であった面積の単位。約1エーカー。tnl と略記。
11. マンタールは本来、Man=人, tal=数で、人数を表すが完全な基準農家1戸に相当する課税の際の評価値である。1マンタール当りの税額が定められた。デンマークに残っていた *bolskifte* において基準農家を *bol* と呼び本来等しい面積を割当てられていたのと関連すると考える。フィンランドにおいてはマンターリ *Mantaali* と音訳。mtl と略記。
12. *ibid.* (4) pp. 438~9.
13. *ibid.* (4) p. 442.
14. Sporrang, U.: Jordbruk och Landskapsbild. p. 43, Lund, 1970.
15. *ibid.* (7) p. 120. の進捗に関する図。
16. *ibid.* (4) pp. 477~480.
17. Förordningen angående ägors fördelande i enskiften och utflyttningar ifrån större byalag i hertigdömet Skåne.
18. *ibid.* (4) p. 481.
19. *ibid.* (4) p. 482.
20. *ibid.* (7) pp. 126~129.
21. *ibid.* (4) p. 486.
22. *ibid.* (4) p. 493.
23. Wuorinen, J. H.: A History of Finland. pp. 124~131, New York and London 1965.
24. *ibid.* (1).
25. *ibid.* (5) p. 105.

26. Haataja, K.: Maanjaot ja Talojärjestelmä p. 252. Helsinki, 1949.
27. *ibid.* (1) p. 137.
28. Suomen Maanmittaushallitus 資料.
29. ヴィープリ県はラドガ湖北西岸に穀草地帯を有したが耕地錯綜が甚しかったといわれる。なお、この地域の大部分は Vanha Suomi 古いスオミと呼ばれて、スウェーデン時代の末期にはロシア領となっており、スウェーデンの法律は適用されていなかった。
30. Helander, A. B.: Suomen Metsätalouden Historia. Helsinki. 1949.
31. Haataja, K.: Jord-och Vattenrätten samt Skogs-och Lantbruks-lagstiftningen. pp. 20~21 Helsingfors, 1947.
32. Harvio, J.: Maatilain Osittamiset Ruotsinvallan Aikana. p. 11. Suomen Maanmittaus Historia I, Porvoo 1933.
33. Nohrström, W.: Isojaot Suomessa Venäjänvallan Aikana. p. 12. Suomen Maanmittaus Historia II Porvoo 1933.
34. *ibid.* (33) p. 15.
35. *ibid.* (33) p. 38.
36. *ibid.* (33) pp. 40~41.
37. *ibid.* (26) p. 27.
38. *ibid.* (31) p. 21.
39. *ibid.* (33) p. 43.
40. *ibid.* (33) pp. 66~67.
41. *ibid.* (26) pp. 252~255.
42. *ibid.* (26) pp. 258~266.
43. *ibid.* (31) p. 15.
44. *ibid.* (26) p. 93.
45. *ibid.* (1).
46. Granö, J. G.: Settlement of the country. p. 371. Fennia 72, Helsinki, 1952.
47. Jones, M.: Finland. p. 143~. Folkstone. 1977.
48. Hannerberg, D.: Svenskt Agrarsamhälle under 1200 år. pp. 35~37. Stockholm, 1971.
49. Kohonen, P. Land Division and Survey, pp. 403~404 Fennia 72, Helsinki, 1952.
50. *ibid.* (30) p. 75~.
51. Jutikkala, E.: Suomen Talonpojan Historia p. 351.
52. *ibid.* (33) p. 119.

Summary

The ISOJAKO or the great land division started in the middle of the 18th century was still on its way in Sweden and Finland at the end of the century. Political, social, financial and technical reasons delayed its completion and deteriorated its results with some exceptions in some parts of Sweden and in Ostrobothnia. Even where it had been carried out, those conditions which claimed it remained unsolved. The open field system persisted around big clustered villages and field compulsion still forced irrational farm management because the small and dispersed arable together with the meadow under SOLSKIFTE had not been consolidated into sufficiently bigger parcel.

The ENSKIFTE originated by Maclean at Svaneholm in Skåne was legalized for Sweden except Finland in 1807 with its radical principle, one farm one plot, modified

and followed by LAGASKIFTE in 1827. Although Finland was surrendered to Russia in 1809, the ISOJAKO Act under Swedish rule had been valid down to 1848 when UUSJAKO started responding generally to Swedish LAGASKIFTE.

Learning radical experiment of ENSKIFTE in Sweden, Finland took moderate way of land consolidation acceptable by farmers and practicable under her different physical conditions. The isolated farm was recognized as ideal and dissolution of clustered villages was recommended but not compelled. The compromise between ideal principle and actual being resulted in different regional responses as for village form. In certain jakokuntas (a unit group among which members the land was divided and distributed) where physical conditions allowed, clustered villages were dissolved into dispersed ones and in others big villages were maintained. Anyway, more or less, through new land division movement most of common forests were staked out, many individually owned strips were consolidated and communal landscape were transformed. Combination of farm building distribution and field pattern resulted in variable village types which are called chess-board, star-shape, fish bone and mixed.

Apart from these problems of rural landscape, there were big changes in many aspects of communal functions which had connected people, sometimes cross the village boundaries, as common ownership of forest, pasture and arable, cooperation on the field and common duty for tax and so on.

The UUSJAKO had, as a matter of facts, two different aspects. The one is new land division in narrower sense carried out where no modern land division had ever been actualized so far and the other is so called adjustment of great land division done where ISOJAKO had once been carried out with unsatisfiable effects. As for this problem, rather clear-cut regional difference is observed between north-eastern Finland and south-western. Many of dispersed villages on more developed southern coastal plain emerged through last mentioned adjustment of former ISOJAKO system.